

特別養護老人ホーム ナザレ園

短期入所生活介護事業 重要事項説明書

特別養護老人ホームナザレ園短期入所生活介護 重要事項説明書

当事業所は介護保険指定を受けています

(茨城県指定 第0873300206号)

当事業所はお客様に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。
要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2ページ
2. 事業所の概要	2ページ
3. 職員の配置状況	3ページ
4. 契約締結からサービス提供までの流れ	4ページ
5. 基本的なサービス	5ページ
6. サービス利用に関する留意事項	6ページ
7. 利用料金	7ページ
8. サービス提供における事業者の義務	8ページ
9. サービスをやめる場合	9ページ
10. 苦情の受付について	10ページ
11. 事故発生時の対応について	11ページ
12. 損害賠償について	11ページ
13. 第三者による評価の実施状況	11ページ

1. 事業者

- (1)法人名 社会福祉法人 ナザレ園
(2)法人所在地 茨城県那珂市中里361番地の2
(3)電話番号 029-296-0316
(4)代表者氏名 理事長 菊池 義
(5)設立年月日 昭和24年4月1日
(6)サービスを提供する対象地域 水戸市・ひたちなか市・常陸太田市・常陸大宮市・那珂市・城里町

2. 事業所の概要

- (1)事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所(平成12年2月18日指定)
茨城県0873300206号
- (2)事業所の目的 指定短期入所生活介護は、介護保険法令に従い、お客様がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的として、お客様に日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、短期入所生活介護サービスを提供します。
- (3)事業所の名称 特別養護老人ホームナザレ園
- (4)事業所の所在地 茨城県那珂市中里 342 番地の3
- (5)電話番号 029-296-0177
- (6)事業所長(管理者) 菊池 義
- (7)建物の構造 鉄筋コンクリート 平屋建て
- (8)建物の延べ床面積 4,677.55㎡
- (9)事業所の周辺環境 [ユニット型小規模介護福祉施設] [特別養護老人ホーム] [通所介護] [居宅介護支援事業所] [那珂市地域包括支援センター] [訪問介護] [訪問看護] [福祉用具貸与事業] [配食サービス事業] [福祉タクシー]
- (10)当事業所の運営方針 事業所の短期入所生活介護従事者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、お客様の心身機能の維持並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。また、事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的な提供に努めるものとする。
- (11)開設年月日 平成12年4月1日
- (12)営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	月～金曜日 8時30分～17時30分 土・日・祝日 8時30分～17時30分

- (13)利用定員 10名

- (14)居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として4人部屋ですが、個室など他の種類の居室の利用をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、お客様の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	10室	
2人部屋	0室	
4人部屋	0室	
合計	10室	
食堂	1室	

機能訓練室	1室	
浴室	1室	個人浴・一般浴・機械浴・特殊浴槽
医務室	1室	
静養室	1室	

※上記は、厚生省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、お客様に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更:お客様から居室の変更希望の申し出があった場合には、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、お客様の心身の状況により居室を変更する場合があります。

☆居室に関する特記事項(※トイレの場所 <居室内・居室外> 等)

3. 職員の配置状況

当事業所は、指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

当事業所は、EPAによる外国人労働を受け入れております。

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常 勤 換 算	指 定 基 準
施設長（管理者）	1名	1名
副施設長	1名	
介護職員	33名以上※1	39名
生活相談員	2名以上※2	2名
看護職員	6以上※1	5名
機能訓練指導員	1名以上※2	1名
介護支援専門員	1名以上	1名
管理栄養士	1名以上※2	1名
栄養士		
障害者生活支援員	1名	1名
調理員	6名以上	
医師（嘱託）	（非常勤）5名	1名

※ 常勤換算:職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例:週 40 時間）で除した数です。なお、事業所長(管理者)及び調理員、医師(嘱託)については常勤換算ではありません。

(例)週に8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、1名(8時間×5名÷40時間=1名)となります。

※1 介護職員の人員は、看護職員と合算することができます。

※2 当施設は、「特別養護老人ホーム ナザレ園」「特別養護老人ホーム ナザレ園 オリーブ」を一体型としてサービス提供しております。

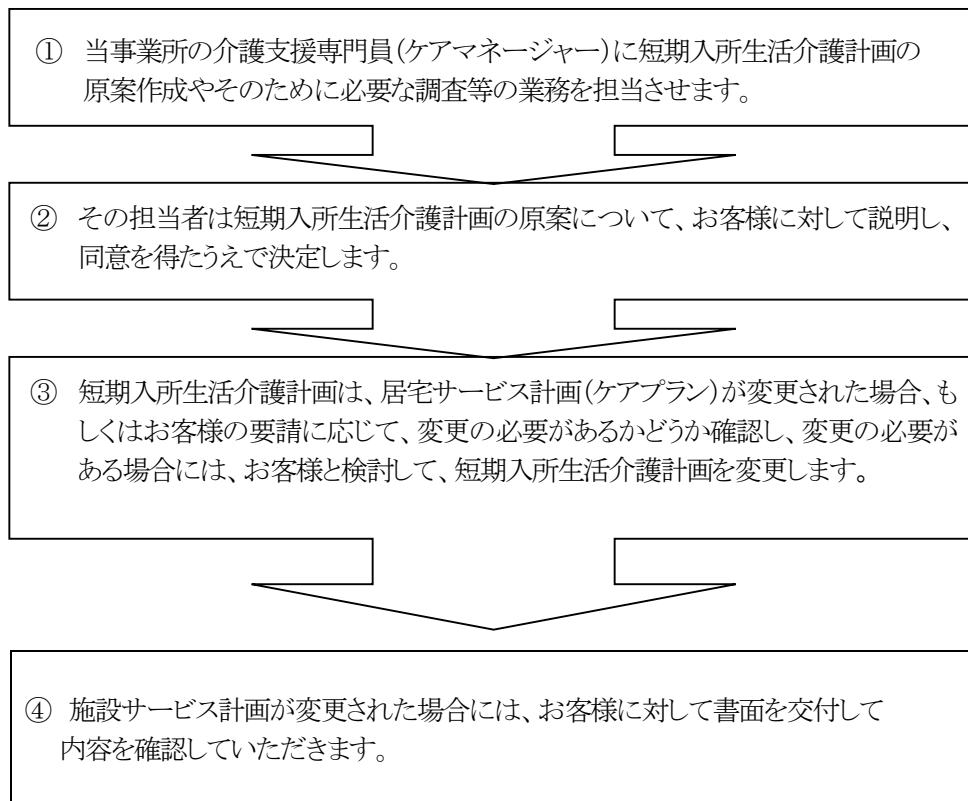
<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1. 医 師	毎 週 月 ・ 水 ・ 土 曜 日
2. 介 護 職 員	早々番 6:30～15:30
	早 番 7:30～16:30
	日 勤 9:30～18:30
	遅 番 10:00～19:00
	遅々番1 10:30～19:30
	遅々番2 11:30～20:30
	遅々番3 12:30～21:30
	夜 勤1 16:30～ 9:30
	夜 勤2 21:15～6:45
3. 看 護 職 員	早々番 7:00～16:00
	早 番 7:30～16:30

	普通勤務 8:30～17:30
	遅 番 10:00～19:00
4.機 能 訓 練 指 導 員	普通勤務 8:30～17:30
5.生 活 相 談 員	早 番 7:30～16:30
	普通勤務 8:30～17:30
	遅 番 10:00～19:00
6.管 理 栄 養 士	早 番 7:30～16:30
	普通勤務 8:30～17:30
	遅 番 10:00～19:00
7.事 務 職 員	通常勤務 8:30～17:30

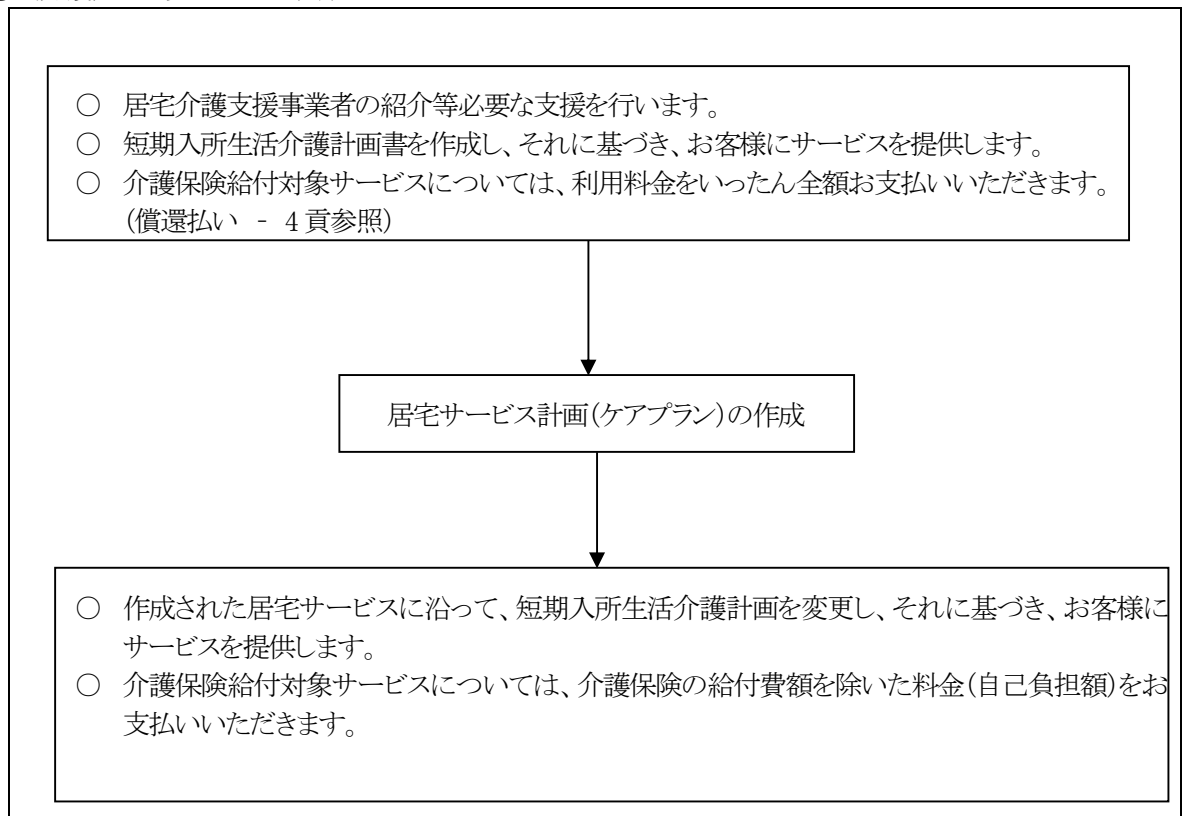
4. 契約締結からサービス提供までの流れ

お客様に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画(ケアプラン)」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次のとおりです。(契約書第3条参照)

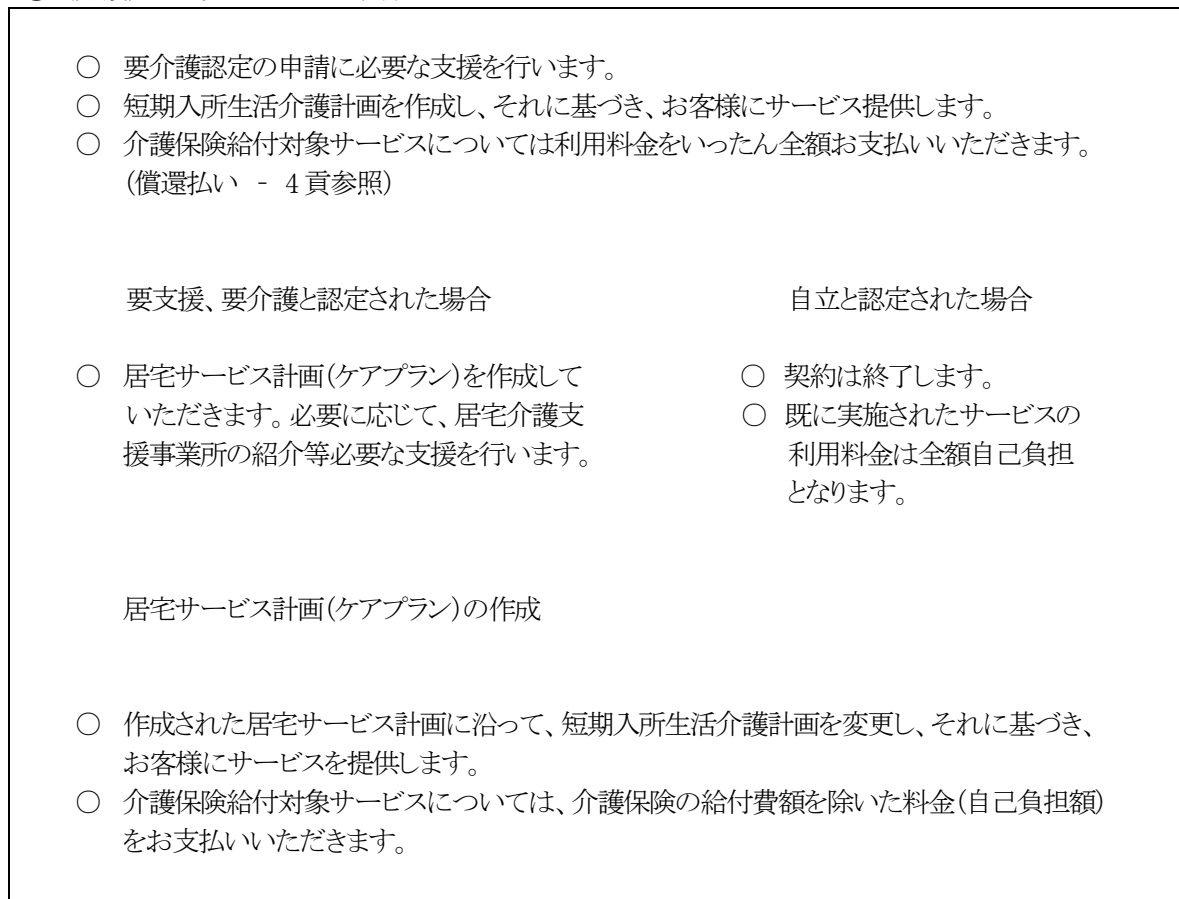


(2)お客様に係る「居宅サービス計画(ケアプラン)」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



5. 基本的なサービス

<サービスの概要>

① 食事

- ・ 当事業所では管理栄養士による栄養指導及び外部委託による調理業務によって、お客様の栄養並びに身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ お客様の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食 事 時 間 の 目 安)

	朝 食	昼 食	夕 食
食 堂	7:30	12:00	18:00
居 室	7:30	11:30	17:30

② 入浴

- ・ 入浴又は清拭を週2回から3回の目安で行います。1泊のご利用でも1回は実施致します。
- ・ 障害や身体状況にあわせ機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄

- ・ 自立支援に身体能力を最大限活用するように努めます。

④ 機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により、お客様の身体等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、可能な限り離床します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう支援します。

6. サービス利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されているお客様の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1)持ち込みの制限

- 日常使用する衣類及び用品に制限します。また、家電製品については、原則として禁止しますが、どうしても必要なものは検討させていただきます。

(2)面会

- 面会時間 8:30～17:30

必ず面会簿に記入し、うがい・手洗いをすませてから面会して下さい。

(3)施設・設備の使用上の注意(契約書第14条・第15条参照)

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、お客様に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- お客様に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他のお客様に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
- 当事業所の職員に対し、ハラスメント行為はお控えください。

(4)喫 煙

- 業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(5)サービス利用中の医療の提供について

- 医療を必要とする場合は、お客様の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものではありません。)

① 協力医療機関

・西山堂慶和病院 住所：那珂市鴻巣 3247-1 TEL 029-295-5121
 ・在宅緩和ケアもみのき診療所 住所：水戸市新荘 1-5-19 TEL 029-291-5588.3

② 協力歯科医療機関

・山口歯科医院 住所：那珂市古徳 252 TEL 029-296-2121

7. 利用料金

＜サービス利用料金(1日あたり)＞（契約書第9条参照）

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービス利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。）

1 単位あたりの単価は 10.17 円です。（那珂市:7 級地）地域区分及び処遇改善加算は 1 ヶ月の利用単位数に乘以て計算する為、おおよその金額となります。（以下、負担限度額 4 段階の場合）

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金 (単位)	要支援 1 4,586 円 (451 単位)	要支援 2 5,705 円 (561 単位)	要介護 1 6,132 円 (603 単位)	要介護 2 6,834 円 (672 単位)	要介護 3 7,576 円 (745 単位)	要介護 4 8,288 円 (815 単位)	要介護 5 8,990 円 (884 単位)
2. うち、介護保険から 給付される金額	4,127 円	5,134 円	5,518 円	6,150 円	6,818 円	7,459 円	8,091 円
3. サービス利用に係る自己負担 (1-2)	459 円	571 円	614 円	684 円	758 円	829 円	899 円
4. 居室に係る自己負担額	915 円						
5. 食事に係る自己負担額	1,445 円						
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	2,819 円	2,931 円	2,974 円	3,044 円	3,118 円	3,189 円	3,259 円
7. 加算	※ 夜勤職員配置加算（要介護 1～5 の方のみ） 1 日の負担 13 単位 ※ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 1 日の負担 6 単位 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数に 13.6%を乗じる ・送迎加算 片道につき 184 単位 ・療養食加算 1回8単位 1日に3回限度 ・認知症行動・心理状況緊急対応加算（7日を限度） 1 日の負担 200 単位 ・若年性認知症利用者受入加算（64歳まで） 1 日の負担 120 単位 ・緊急短期入所受入加算（7日を限度としてやむを得ない場合は 14 日を限度） 1 日の負担 90 単位 ※印 利用者全員より頂いております						

☆ お客様がまだ要介護度認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）。また、在宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、お客様が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、お客様の負担額を変更します。

☆ 居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合、認定証に記載している負担限度額とします。

◇当施設の滞在費(居住費)・食費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方(市町村民税世帯非課税者)や生活保護を受けておられる方の場合は、滞在費(居住費)・食費の負担が軽減されます。

負担段階 1：生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者で市町村民税非課税の方

負担段階 2：市町村民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が約 80 万円以下の方

負担段階 3①：市町村民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が約 80 万円以上 120 万円以下

負担段階3②：市町村民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が約120万円以上

負担段階4：上記以外の方

一定以上所得者：現役並みの所得の方

☆ 食費(食材料費及び調理費)および滞在費(居住費)／1日あたりの金額

	滞在費(居住費)	食費
一定以上所得者	915 円	1,445 円
利用者負担段階4	915 円	(朝食 240 円、昼食 555 円、夕食 650 円)
利用者負担段階3②	430 円	1,300 円
利用者負担段階3①	430 円	1,000 円
利用者負担段階2	430 円	600 円
利用者負担段階1	0 円	300 円

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条、第9条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がお客様の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① おやつ 1食 108 円

② 理髪・美容

理美容サービスをご利用いただけます。

利用料金：1回あたりカット 2,000円

② 持込等による専用の電気製品の電気料金

アンカ・電気毛布等 1月 700円、その他の電気製品 1月 500円

③ レクリエーション、クラブ活動

お客様の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：通常の活動を超えて希望した場合及び外出行事の食事代等については、材料代等の実費をいただきます。

④ 複写物の交付

お客様は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、実費をご負担いただきます。

⑤ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等は、日常生活に要する費用でお客様に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。(実費をいただきます。)

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することを検討します。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第9条参照)

前記(1)(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、請求いたしますので、以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- ア. 窓口での現金支払い(翌月末までにお支払い下さい)

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし(翌月の20日が引き落とし日になります)I-NETにて実施しています。

(4) 利用の中止、変更、追加(契約書10条参照)

- 利用予定期間の前に、利用者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者へ申し出てください。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、お客様の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに 申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに 申し出がなかった場合	当日の利用料金の70% (自己負担相当額)

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりお客様の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
- お客様がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

8. サービス提供における事業者の義務(契約書第 12 条・第 13 条参照)

当事業所では、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② 体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、お客様から聴取、確認します。
- ③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ お客様に提供したサービスについて記録を作成し、2 年間保管するとともに、お客様の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ お客様に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、お客様又は他のお客様等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合は、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ お客様へのサービス提供時において、病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑦ 事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって、知り得たお客様または家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。(守秘義務) ただし、お客様に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にお客様の情報を提供します。また、当施設では各実習生を受け入れており、守秘義務遵守の上、情報を提供する場合があります。さらに、円滑な退所のための支援を行う際には、あらかじめ文書にてご契約者の同意を得ます。

9. サービス利用をやめる場合(契約の終了について)

契約の有効期限は、契約締結の日から6ヶ月間ですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に6ヶ月間同じ条件で更新され、以後も同様となります。契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書 19 条参照)

- ①お客様が死亡した場合
- ②要介護認定によりお客様の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥お客様から解約又は契約解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい)
- ⑦業者から契約解除を申し出た場合(詳細は以下をご参照下さい)

(1)ご契約者からの解約・契約解除の申し出(契約書第 20 条、第 21 条参照)

契約の有効期限であっても、お客様から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②事業所の運営規程の変更に同意できない場合
- ③お客様が入院された場合
- ④お客様の「居宅サービス計画(ケアプラン)」が変更された場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑦事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出(契約書第 22 条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①お客様が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②お客様による、サービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③お客様が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他のお客様等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助(契約書第 19 条参照)

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

10. 苦情の受付について(契約書25 条参照)

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

〔担当者職名〕 生活相談員主任 會澤 真悟 (担当者不在の場合は代理者)

○受付時間 8:30～17:30

また、苦情受付ボックスをロビー内に設置しています。

(1) 行政機関とその他苦情受付機関

那珂市役所 介護保険担当課	所在地 茨城県那珂市福田 1819-5
	電話番号 029(298)1111
	FAX 029(295)4244
	受付時間 8:30～17:15
国民健康保険団 体連合会	所在地 茨城県水戸市笠原町 978-26 茨城県市町村会館内
	電話番号 029(301)1565
	FAX 029(301)1579
	受付時間 8:30～17:00
茨城県社会福祉 協議会	所在地 茨城県水戸市千波町 1918
	電話番号 029(241)1133
	FAX 029(241)1434
	受付時間 8:30～17:00
常陸大宮市役所 介護長寿課	所在地 茨城県常陸大宮市中富町 3135-6
	電話番号 0295(52)1111
	受付時間 8:30～17:15
常陸太田市役所 福祉事務所 高齢福祉課	所在地 茨城県常陸太田市金井町 3690
	電話番号 0294(72)3111
	FAX 0294(72)3002
	受付時間 8:30～17:15
ひたちなか市 介護保険課	所在地 茨城県ひたちなか市東石川 2 丁目 10 番 1 号
	電話番号 029(273)0111
	FAX 029(354)1062
	受付時間 8:30～17:15
城里町役場 本庁舎	所在地 茨城県東茨城郡城里町大字石塚 1428-25
	電話番号 029(288)3111

水戸市市役所	FAX 029(288)3113
	受付時間 8:30～17:15
	所在地 茨城県水戸市三の丸 1-5-48
	電話番号 029(232)9177
	FAX 029(232)9230
	受付時間 8:30～17:15

1 1. 事故発生時の対応について

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等へ の連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について 記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

1 2. 損害賠償について(契約書第 16 条・第 17 条参照)

当事業所において、事業者の責任によりお客様に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、お客様に故意又は過失が認められる場合には、お客様の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

1 3. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基つき重要事項の説明を行いました。

指定短期入所生活介護 特別養護老人ホームナザレ園

説明者職名 生活相談員 氏名 印

私は、本書面に基ついて事業所から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者住所

氏名 印

続柄（利用者との関係）